

埼玉県報



埼玉県発行

目次

○自衛官の募集に関する告示 (地域政策課)	一	○庄内領用悪水路 土地改良区の役員就任届 (春日部農林)	六	○開発行為に関する工事の完了公告 (東松山県土)	一〇	区)における選挙長及びその職務代理者の住所及び氏名 (選管委)	一三
○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (川越比企振興東松山事務所)	二	○建設業法第二十九条の二第一項の規定に基づく取消処分 (建設業課)	六	○一般国道百四十号の供用の開始 (秩父県土)	一一	○埼玉県議会議員再選挙(西第五区)の選挙期日等 (選管委)	一三
○大規模小売店舗の変更に關する告示 (商業支援課)	二	○上尾市上平第三特定土地地区画整理組合の定款の変更認可 (市街地整備課)	七	○開発行為に関する工事の完了公告 (行田県土)	一二	○埼玉県議会議員再選挙(西第五区)の選挙期日等 (選管委)	一三
○大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示 ("	三	○さいたま都市計画下水道の変更 (下水道課)	七	○灯油の購入に関する一般競争入札公告 ("	一二	○埼玉県議会議員再選挙(西第五区)における選挙運動に関する支出金額の制限額 ("	一四
○九郷阿保領用土地改良区の役員就任届 (本庄農林)	五	○宅地建物取引業者の処分 (開発指導課)	七	○埼玉県教育委員会定例会の招集 (教委・総務課)	一一	○埼玉県告示第五百五十五号中訂正 (河川砂防課)	一四
○神川町土地改良区の役員就任届 ("	五	○埼玉県告示第五百六十九号 自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第一百七十九号)第百十四条、第百十七条及び第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。 平成二十年四月十八日 埼玉県知事 上田清司	八	○WTOに基づく医療用ガスの購入に関する契約の相手方等の公示 (経営管理課)	一一	ハ 二等空士(男子) ニ 応募資格 イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上二十七日未滿の日本国籍を有する者 ロ 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十八条第一項に規定する欠格事由に該当しない者 三 採用試験の方法 イ 筆記試験(国語、数学、社会及び	一四
○秦土地改良区の役員就任届 (大里農林)	五	○県立熊谷高等学校外二十五校コンピュータ教室用機器等貸借に関する一般競争入札公告 (高校教育指導課)	八	○募集期募集区分 イ 二等陸士(男子) ロ 二等海士(男子・女子)	一一		
○秦第二土地改良区の役員就任届 ("	五	○開発行為に関する工事の完了公告 (飯能県土)	一〇				
○妻沼西南土地改良区の役員就任届 ("	五						

告示

○埼玉県告示第五百五十五号中訂正
(河川砂防課) 一四

○埼玉県告示第五百六十九号
自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第一百七十九号)第百十四条、第百十七条及び第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。
平成二十年四月十八日
埼玉県知事 上田清司

ハ 二等空士(男子)
ニ 応募資格
イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上二十七日未滿の日本国籍を有する者
ロ 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十八条第一項に規定する欠格事由に該当しない者
三 採用試験の方法
イ 筆記試験(国語、数学、社会及び

作文)

- ロ 口述試験
- ハ 適性検査
- ニ 身体検査

四 募集期間
 第一回 平成二十年四月二十二日から五月二十日まで
 第二回 平成二十年五月二十七日から六月十七日
 第三回 平成二十年六月二十四日から七月八日

五 入隊時期

平成二十年七月又は八月

六 試験期日並びに試験場の位置及び名称

- イ 試験期日
 第一回 平成二十年五月二十四日
 第二回 平成二十年六月二十二日
 第三回 平成二十年七月十二日
- ロ 試験場の位置及び名称
 第一回・第二回 練馬区大泉学園町
 陸上自衛隊朝霞駐屯地
 第三回 狭山市稲荷山二丁目三番
 航空自衛隊入間基地

七 応募者の受付

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部(さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和合同庁舎三階) 電話〇四八―八三一―一六〇四(三)及び各地域事務所において受け付ける。

八 各地域事務所の位置及び名称

- イ さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS-1ビル二階
 自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所
 (電話〇四八―六五一―二四二〇)
- ロ 所沢市西所沢二丁目九番十九号鹿島屋ビル三階
 自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所
 (電話〇四―二九二―四六九二)
- ハ 練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内
 自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所
 (電話〇四八―四六六―四四三)
- ニ 熊谷市筑波三丁目九十番地一国際ビル二階
 自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所
 (電話〇四八―五二二―四八五)
- ホ 秩父市宮側町三番地三
 自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所
 (電話〇四九四―二二一―六一五七)

埼玉県告示第五百七十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-ngo.net>))により縦覧に供する。

平成二十年四月十八日
 埼玉県知事 上 田 清 司
 一 申請のあった年月日

平成二十年四月二日

- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
 特定非営利活動法人ソレイユ
- 三 代表者の氏名
 工藤 勤
- 四 主たる事務所の所在地
 埼玉県比企郡小川町大字角山一〇七八番地三
- 五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及びその家族に対して、介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護保険法に基づく介護予防サービス事業、介護保険法に基づく居宅介護支援事業等を行い、高齢者とその家族が安心して暮らしていくことのできる環境の整備を図り、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第五百七十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年四月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 届出の概要等
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
 UNICUS上里
 児玉郡上里町大字七本木二千二百七十二の一他
- ロ 変更の概要

大規模小売店舗の店舗面積の合計

(変更前) 九千四百六十平方メートル

(変更後) 一万二千六百二十八平方メートル

駐車場の位置及び収用台数

(変更前) 位置 図面省略 収容台数 一、〇〇八台

(変更後) 位置 図面省略 収容台数 一、二二三台

駐輪場の位置及び収用台数

(変更前) 駐輪場九箇所 位置 図面省略 収容台数 三二四台

(変更後) 駐輪場八箇所 位置 図面省略 収容台数 三五四台

荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 荷さばき施設八箇所

位置 図面省略 面積 一、五五二平方メートル

(変更後) 荷さばき施設十箇所

位置 図面省略 面積 一、八一二平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 廃棄物保管施設四箇所

位置 図面省略 容量 一三七立方メートル

(変更後) 廃棄物保管施設五箇所

位置 図面省略 容量 一四五立方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前八時から翌午前〇時

(変更後) 午前八時から翌午前〇時(一部店舗翌午前八時まで)

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前七時四十五分から翌午前〇時十五分(一部午後十時まで)

(変更後) 午前七時四十五分から翌午前七時四十五分(一部午後十時まで)

変更年月日

平成二十年十二月一日

届出年月日

平成二十年三月三十一日

縦覧期間

平成二十年四月十八日から平成二十年八月十八日まで

縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課
埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年四月十八日から平成二十年八月十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第五百七十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年四月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) I K E A 新三郷

三郷市彦成字上深田千三百八一二〇外

ロ 同法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

まちづくり等への配慮

・市内でも駅前大規模商業施設ということもあり、市内生活環境に与える影響は大きいと考えます。出店予定地は武蔵野操車場跡地となり、(仮称)新三郷プロジェクト事業の一部で三井不動産(株)を代表に大きな街区形成が計画されています。新しい商業施設にふさわしく、安らぎあふれた緑化対策にも考慮し、夜間の防犯のために街路灯の多い明るいまちづくりに努めるとともに、周辺には団地もあるため住環境を配慮したまちづくりを積極的に協力することを要望します。

交通経路の問題について

・ピーク時来店自動車台数を七〇〇台/時と計算し、来店帰宅交通導線の設定を行い、案内板、店内パンフレット、広告等で周知を図ろうとしています。しかし今回はI K E A単独の想定であり、今後は他の商業施設出店が計画され、新三郷駅に隣接していることもあり、幹線道路の混み具合を見て、市内幹線道路以外を知っている車は生活道路や裏道へと進む可能性は大である。そこには団地住民の通勤、通学、小学校や中学校の通学路もあり、狭い道路もあります。

歩行者や自転車の人は交通量の増加や車の無理な運転によって交通事故が発生することが心配されます。安全のための更なる検討と警察や市から交通安全の策を求められた場合には速やかな対応を要望します。

出店後の環境が変化したとき、協議に応じることなどの約束

・出店にあたっては交通問題、青少年の非行化問題など様々な問題に対処すべく努力されていると推察します。しかしながら(仮称)新三郷プロジェクトでの多数の大型店が出店されることが計画され、出店後も想像しえない問題が発生する可能性も考えられるため、一〜二年後に環境が変化したときは関係機関との協議に応じることの約束、あるいは定期的な情報交換会を要望します。

その他、街並みづくり等への配慮

イベントを通じての出店者との相乗効果を要望

・地域のふれあいを増やし、より良く育てるために、お買い物するお客様の迷惑にならない範囲内で、(仮称)新三郷プロジェクト事業内商業施設(I K E A新三郷含む)内で地域商業者の一時利用や何らかのイベントが年数回実施することができることを要望します。

商工会への加入

・商工会は地域経済団体としてまちづくり協議会を設置し、活力ある地域づくりに努力しています。出店者とは今後情報交換をしながら共に地域発展に貢献していく必要があるため、友好関係を築くためにも商工会加入を望むものです。

二 縦覧期間

平成二十年四月十八日から平成二十年五月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

埼玉県告示第五百七十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定による県の意見の概要について、同条第六項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年四月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ララガーデン川口

川口市宮町九十二の二外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第四項の規定による県意見の概要

店舗計画地の西側地域は、多数の住居があり、また、当該地域を通る来退店経路は、通学路に指定されており、地域住民からも交通量増加から、安全に対する懸念が多く寄せられている。

帰宅経路には代替経路も想定されることから、再度、安全施設整備状況を踏まえ、周辺住民の安全を念頭に、渋滞対策も含め経路について検証し決定すること。

附帯意見

営業に伴う夜間の騒音が近隣住民の生活環境に及ぼす影響を最小限にとどめるよう、退店車両の夜間の経路制限や車両走行速度八キロメートル制限などの遵守を徹底すること。

開店後も騒音や交通などについて問題が発生した場合は速やかに関係者と協議して対応を図ること。

ハ 当該意見を通知した年月日

平成二十年三月二十七日

二 縦覧期間

平成二十年四月十八日から平成二十年五月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南部地域振興センター

埼玉県告示第五百七十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、九郷阿保領用水土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十年四月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名 氏名 住 所

監事 小賀野 勝 男 本庄市児玉町下浅見九一〇

二 退任

職名 氏名 住 所

監事 小賀野 順 一 本庄市児玉町下浅見八八三

埼玉県告示第五百七十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、神川町土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十年四月十八日

埼玉県知事 上田清司

職名 氏名 住 所

理事 内海 宏 治 児玉郡神川町大字新里一二三二番地

監事 落合 久 同 同 八日市五三七番地

埼玉県告示第五百七十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、秦土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十年四月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名 氏名 住 所

理事 須田 竹三郎 熊谷市上須戸一五五三番地二

埼玉県告示第五百七十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、秦第二土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十年四月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名 氏名 住 所

理事 荻野 喜三郎 熊谷市俵瀬一五六番地

埼玉県告示第五百七十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、妻沼西南土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十年四月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名 氏名 住 所

理事 柴崎 泰 造 熊谷市市ノ坪四六八番地二

埼玉県告示第五百七十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、長井土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届

出があった。

平成二十年四月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	金子 一	住 所	熊谷市上須戸九三六番地
理事			

埼玉県告示第五百八十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、庄内領用悪水路土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十年四月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	新井 福一	住 所	北葛飾郡杉戸町大字宮前二七三
理事			
同	増山 貞男	同	同 椿一四四
同	岩佐 宏	春日部市芦橋一六六の一	
同	金田 政市	塚崎一八六	
同	新井 孝次	倉常六七	
同	野口 勝英	上吉妻三四一	
同	倉持 賢一	神間八二一	
同	鳴島 敏武	立野一一二の一	
同	関根 敏久	榎六三五	
同	増山 正	榎九一三の一	
同	前島 和夫	永沼二〇六六	
同	関根 一男	上柳一二二八の一	
同	石川 勝己	下柳四〇六	
同	鈴木 光一	西金野井一九五	
同	飛鳥馬 弘	水角一一三〇の二	
同	井上 昇	赤崎四一七の二	

二 退任

職名	荒川 安平	住 所	幸手市大字榎野地三九二
同	田口 義英	春日部市小平五三四	
同	石川 哲雄	同 金崎八七の一	
職名	新井 福一	住 所	北葛飾郡杉戸町大字宮前二七三
理事			
同	福田 齊男	同 同 椿二六	
同	岡安 三好	春日部市西宝珠花四三〇	
同	新井 孝次	倉常六七	
同	渡延 均	上吉妻三五一	
同	倉持 賢一	神間八二一	
同	鳴島 敏武	立野一一二の一	
同	関根 敏久	榎六三五	
同	増山 正	榎九一三の一	
同	前島 和夫	永沼二〇六六	
同	小谷中 武雄	上柳六四一の一	
同	小川 文男	下柳一二二九の一	
同	石川 哲雄	金崎八七の一	
同	飛鳥馬 弘	水角一一三〇の二	
同	山崎 光明	赤崎三二二	
同	荒川 安平	幸手市大字榎野地三九二	
同	古沢 幸喜	春日部市小平九三〇	
同	鈴木 光一	同 西金野井一九五	

埼玉県告示第五百八十一号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)以下「法」という。)第二十九条の二第一項の規定による処分をしたので、法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十年四月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 処分をした年月日

平成二十年四月十一日
 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
サカエホーム株式会社	埼玉県所沢市旭町十六番七号	新井 紀男	埼玉県知事許可(般一七)第四六七〇七号
さわやかハウジング株式会社	埼玉県川口市青木二丁目九番二十七号	大久保 俊哉	埼玉県知事許可(般一七)第五八九七号
有限会社島津工業	埼玉県さいたま市浦和区領家七丁目二十三番十六号	島津 欣一	埼玉県知事許可(般一七)第六〇〇七八号
柴田聖一	埼玉県戸田市笹目四丁目二十八番七	柴田 聖一	埼玉県知事許可(般一七)第五九七〇〇号

三 処分の内容

法第二十九条の二第一項の規定に基づく許可(一般建設業の許可)の取消し
 四 処分の原因となった事実
 平成二十年埼玉県告示第三百三十七号により営業所の所在地が確知できない旨の公告を行ったが、公告後三十日を経過しても申出がなく、このことは法第二十九条の二第一項に該当する。

埼玉県告示第五百八十二号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十年四月十八日

埼玉県知事 上田 清 司

一 組合の名称

上尾市上平第三特定土地区画整理組

合

二 事業施行期間

平成元年九月十二日から

平成二十三年三月三十一日まで

三 施行地区

上尾市大字西門前字荒久、字西、字

寺廻、字南前及び字東の各一部

大字久保字山之下、字前通及び字天

神前耕地の各一部、並びに字山下の全

部

大字南字南前、字南、字南裏、字南東谷、字吉田、字西及び字南耕地の各一部、大字上字堤下の一部、大字上尾村字田向の一部、緑丘四丁目の一部

四 事務所の所在地

上尾市本町三丁目一番一号

五 設立認可の年月日

平成元年九月十二日

六 変更内容

事務所の所在地を「上尾市本町三丁目一番一号」から、「上尾市大字南七番地一」と変更する。

七 変更認可の年月日

平成二十年四月十八日

埼玉県告示第五百八十四号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五条の規定により、次の表の上欄に掲げる宅地建物取引業者に対し、平成二十年三月三十一日付けで同表下欄のとおり処分した。

平成二十年四月十八日

埼玉県知事 上田 清 司

平成二十年四月十八日

埼玉県告示第五百八十三号

さいたま市長からさいたま都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部下水道課において縦覧に供する。

平成二十年四月十八日

埼玉県知事 上田 清 司

商号又は名称	氏名(法人にあっては代表者の氏名)	主たる事務所の所在地	処分の内容
セントラル興業株式会社	細田 英治	新座市大和田一丁目二番一号	平成二十年四月二十一日から二十二日間の業務の全部の停止
有限会社リアルティ・オカザキ	エッケングレ ン千春	蕨市中央三丁目十二番十六号	平成二十年四月二十一日から二十二日間の業務の全部の停止

埼玉県告示第五百八十五号

埼玉県都市計画法に基づき開発許可等の基準に関する条例（平成十三年埼玉県条例第六十一号）第六条第四項の規定により、予定建築物の用途を限り指定した土地の区域を変更したので、次のとおり告示する。

なお、変更した土地の区域を示す図面は、当該市町村の区域を所管する県土整備事務所及び当該市町村の都市計画法に基づき開発行為等の規制に係る事務を担当する課において縦覧に供する。

平成二十年四月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 変更した予定建築物の用途を限り指定した土地の区域

市町村	土地の区域	予定建築物の用途
越生町	大字西和田の一部	小売業の店舗（大規模小売店舗立地法第二条第一項で規定する店舗面積の合計が三千平方メートル未満のものに限る。）、飲食店並びに

小売業の店舗及び飲食店の用途のみを併せ有する施設の用途のいずれかに該当するもの（当該用途に供する部分の床面積の合計が一万平方米メートル以下のものに限る。）とする。小売業の店舗とは、日本標準産業分類（総務省編集）において、次の分類に属する店舗とする。飲食店とは、日本標準産業分類（総務省編集）において、次

の口の分類に属する飲食店とする。イ・大分類「卸売業、小売業のうち・中分類56「各種商品小売業」から同60「その他の小売業」まで。ロ・大分類「宿泊業、飲食サービス業のうち・中分類76「飲食店（ただ

し、細分類のうち	「料亭」、	7651	「酒場、ビアホール」	及び	7661	「バー、キヤバレー、ナイトクラブ」を除く。）」	・中分類77「持ち帰り、配達飲食サービス業」
----------	-------	------	------------	----	------	-------------------------	------------------------

二 変更した日

平成二十年四月十八日

埼玉県告示第五百八十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年四月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量
県立熊谷高等学校外25校コンピュータ教室用機器等貸借 一式
- (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成20年9月1日(月)から平成25年7月31日(水)まで
ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課が指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(5) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による)。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課県立学校IT推進担当 小川 剛、植村 孝一 電話 048-830-6773(直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

平成20年4月21日(月)午前9時以後上記(1)の交付場所において交付する。

(3) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目12番24号 埼玉教育会館1階103会議室

イ 日時

平成20年6月26日(木)午前11時

(4) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法

ア あて先

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課県立学校IT推進担当

イ 受領期限

平成20年6月25日(水)午後5時(必着)

ウ 提出方法

書留郵便によること。

4 その他

(1)

契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し

説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならぬ。

(4) 入札の無効
次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した調達案件を履行できると発注者が判断した入札者であつて、財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無
無

(8) 競争入札参加資格の付与

2(1)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入した上、平成20年5月20日(火)午後5時までに必要な書類を添付して、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(電話048-830-5775(直通) 千330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に提出すること。

(9) 支払条件
発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased: equipment related to computer rooms for 26 schools including Saitama Prefectural Kumagaya high school

(2) Time-limit for tender: 11:00 a.m. June, 26, 2008. (tender submitted by mail 5:00 p.m. June, 25, 2008)

(3) Contact point for notice: High School Education Management Division, Prefectural School Department, Education Bureau, Saitama Prefectural Government, Takasago 3-15-1, Urawaku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6773

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第三十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したの旨、公告する。

平成二十年四月十八日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

一 許可番号

平成十九年九月二十一日

指令飯整第一九〇〇三〇〇号

二 検査済証番号

平成二〇年四月十五日

飯整第二〇〇〇〇一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字長瀬字幸橋四四

五番一、四四五番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大里郡寄居町大字寄居七九一番地一

シノンオニア一〇三

福田 朋広

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したの旨、公告する。

平成二十年四月十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀井 清司

一 許可番号

平成二十年二月十五日

第一九〇一五四〇号

二 検査済証番号

平成二十年四月十日

第二〇〇〇〇一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡小川町大字青山字山際三五九

一三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡毛呂山町大字岩井八五一

一三

恩田 義雄

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二十五号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成二十年四月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。
 平成二十年四月十八日
 埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
百四十号	秩父市黒谷字破風屋五三〇番一地从り同市黒谷字天水六八〇番一地向まで(ただし、関係図面に表示する部分に限る。)	平成二十年四月十八日	平成十九年八月十四日付け埼玉県秩父県土整備事務所告示第二十五号で告示した区域の一部供用 延長二六二・三六メートル

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第一百六号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。
 平成二十年四月十八日
 埼玉県行田県土整備事務所長 南沢郁一郎

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第四十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第一百六号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。
 平成二十年四月十八日
 埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井順一

埼玉県病院事業告示第六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。
 平成二十年四月十八日
 埼玉県病院事業管理者 伊能睿

- 一 許可番号
平成二十年四月十一日
指令行整第一九〇〇四四一号
- 二 検査済証番号
平成二十年四月十一日第四十六号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称
北埼玉郡騎西町大字外田ヶ谷字三本木七〇一五
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
騎西町大字外田ヶ谷一三八
野呂真志

- 一 許可番号
平成十九年十二月二十五日
指令杉整第一九〇一九七〇号
- 二 検査済証番号
平成二十年四月十四日
杉整第一〇五一一号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称
北葛飾郡杉戸町大字堤根字荒田一六五七

- 1 購入等件名及び数量
県立3病院で使用する医療用ガス一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 埼玉県立がんセンター 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地
- (2) 埼玉県立小児医療センター 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100番地
- (3) 埼玉県立精神医療センター 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地2
- 3 落札者を決定した日
平成20年3月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社 サイサン 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-5
- 5 落札金額
31,360,917円(税込み・一式の合計)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告又は公示を行った日
平成20年2月12日(火)

埼玉病院事業局第7号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年四月十八日

埼玉県病院事業局理事 伊 澄 豊

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量
灯油 JIS 1号 464,200ℓ

- (2) 納入期間
平成20年6月1日から平成20年7月31日まで

(3) 納入場所

- ア 埼玉県熊谷市板井1696番地 埼玉県立循環器・呼吸器病センター
イ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地 埼玉県立がんセンター
ウ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地 2 埼玉県立精神医療センター

(4) 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てをるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税額に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「物品の販売」のA又はB等級に格付けされた者であること。
(3) 物品の買入れ等に係る指名停止措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
(4) 国(公団を含む。)又は地方公共団体と、今回競争入札に付する物品等の納

入実績を有すること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉病院局経営管理課 医事・共同購入担当 中井茂 電話048-822-1748(直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の入手方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、上記問い合わせ先まで連絡すること。

イ 入手手順

(ア) 埼玉県ホームページ(<http://www.pref.saitama.lg.jp/>)を開く

(イ) 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する。

(ウ) 埼玉県電子入札総合案内(工事・物品)メニュー内の「3:システム入り口」を選択する。

(エ) 「入札情報公開システム」を選択する。

(オ) 調達機関名は「埼玉県」、部局名は「病院局」、課所名は「経営管理課」を選択する。

(カ) 「物品等」を選択する

(キ) 「発注情報の検索」を選択する。

(ク) 検索ボタンをクリックする。

(ケ) 本入札案件を選択する。

- (3) 入札説明会の場所及び日時
埼玉病院局経営管理課 平成20年4月24日(木) 午前10時00分

- (4) 入札・開札の場所及び日時

入札の場所及び日時

埼玉病院局経営管理課 平成20年5月30日(金) 午前10時00分

開札の場所及び日時

埼玉病院局経営管理課 平成20年5月30日(金) 午前11時00分

- (5) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限

〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-5

埼玉病院局経営管理課 医事・共同購入担当

平成20年5月28日(水) 午後5時(必着)

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金
入札者は、見積もった金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程(平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
イ 契約保証金
契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 入札者に要求される事項
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類を所定の日時までに提出し、競争入札参加資格の認定を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
イ 入札者は、入札書を入札書の受領期限までに提出しなければならない。
(4) 入札の無効
次に掲げる入札書は、無効とする。
ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成14年病院事業管理規程第9号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否
- (6) 落札者の決定方法
財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (7) 手続における交渉の有無

無

(8) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Kerosine JIS (No.1) 464,200 ℓ
- (2) Time-limit for tender : 10 : 00 a.m. 30, may, 2008. (bidding by registered mail must be received by 5 : 00 p.m. 28, may, 2008)
- (3) Contact Infomation : Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau, Saitama Prefectural Government, Kitaurawa 5-6-5, Urawaku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-0074 Japan, Telephone : 048-822-1748

埼玉県教育委員会第二十四号

平成二十年四月二十四日 午前十時

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

二 場所 さつたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

平成二十年四月十八日

埼玉県教育委員会室

埼玉県教育委員会委員長

三 議題

高橋 史朗

三 議題

一 日時

当面する教育関係諸問題について

埼玉県選挙告示第四十一号

埼玉県議会議員再選挙(西第五区)を次により行う。

平成二十年四月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

一 選挙期日 平成二十年四月二十七日

二 選挙すべき議員数 一人

埼玉県選挙告示第四十二号

平成二十年四月二十七日執行の埼玉県議会議員再選挙(西第五区)における選挙長及び選挙長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成二十年四月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲
選挙長

埼玉県ふじみ野市霞ヶ丘一丁目四番一四棟七〇五号 横山 清毅

選挙長の職務を代理すべき者

埼玉県ふじみ野市大井二丁目六番一二号 内田 喜代治

埼玉県選管告示第四十三号

平成二十年四月二十七日執行の埼玉県議会議員再選挙(西第五区)における開票の事務は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十九条第一項の規定に基づき選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。

平成二十年四月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

埼玉県選管告示第四十四号

平成二十年四月二十七日執行の埼玉県議会議員再選挙(西第五区)につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。

平成二十年四月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

一 日時 平成二十年四月十八日 午後六時

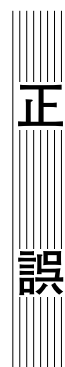
二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

埼玉県選管告示第四十五号

平成二十年四月二十七日執行の埼玉県議会議員再選挙(西第五区)における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成二十年四月十八日

七、七一〇、七〇〇円
埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲



埼玉県告示第五百五十五号(平成二十年四月十一日第九百六十九号) 中訂正

十八ページ表中二一
土砂災害特別警戒区域の名称「三ヶ原1」から「大諸沢」までの縦覧先の「秩父市役所」を「小鹿野町役場」へ訂正する。

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇四八―八二四―二二二一(代表)
印刷所	埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇四八―八六二―二九〇二(代表)